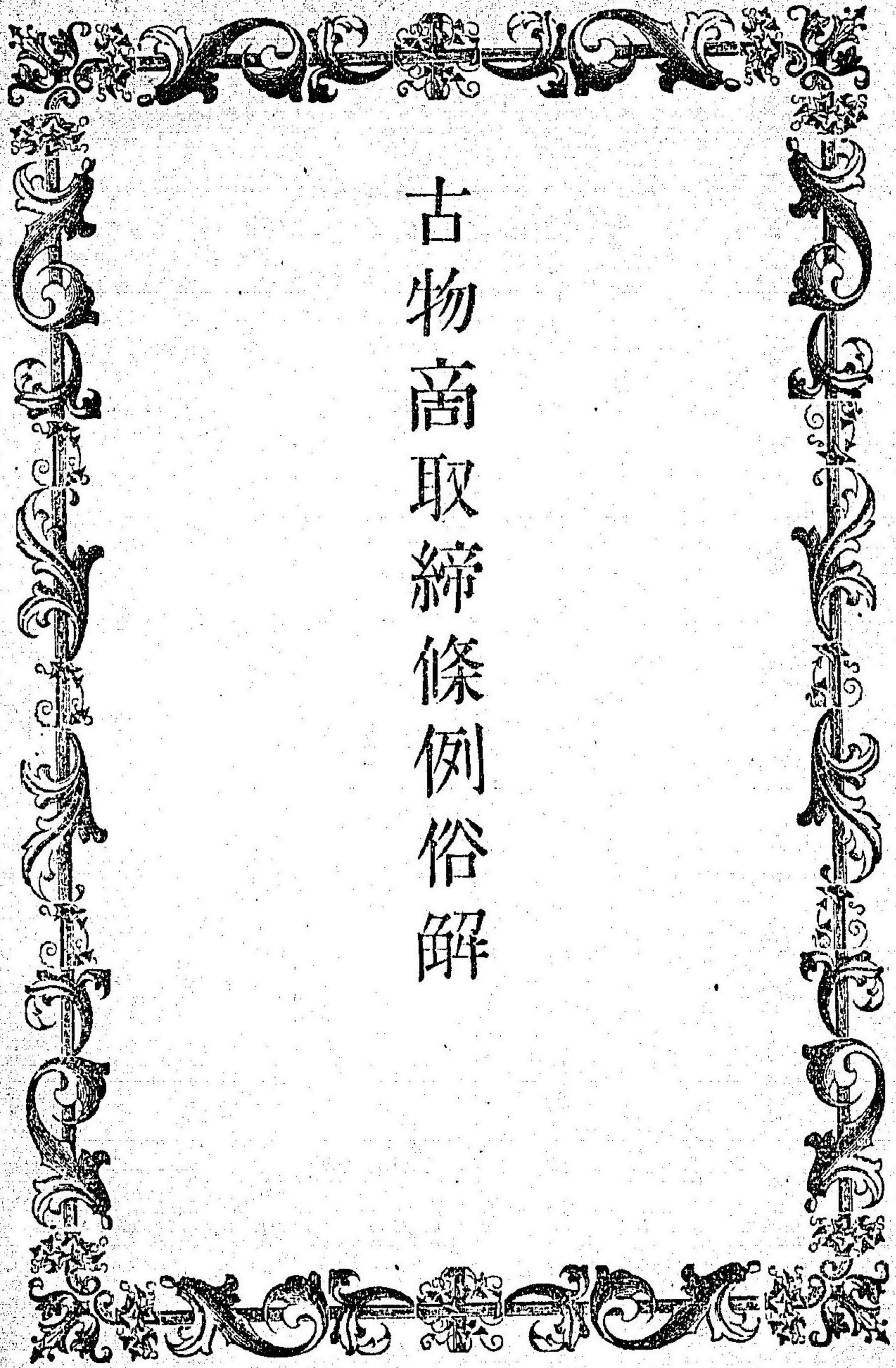


24-11

6152  
6  
567

古物商取締條例俗解



36  
01



第五十號  
古物商取締條例別冊ノ通制定シ明治十七年二月一日ヨリ

施行ス

右奉勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

太政大臣三條實美  
内務卿 山縣有朋

C2  
251  
021

古物商取締條例別冊

第一條 古物商とハ古道具古本古書畫古着古銅鐵潰金銀を賣買せる營業者を云ふ。袋物屋小間物屋鼈甲屋時計屋飾屋箔打屋煙管屋にして其營業に屬せる古物を賣買交換せる者及び刀劍商ハ此條例に準據せべし

(俗解)古物商トハ古道具古本古書畫古着古銅鐵潰一の金銀等を賣買して世を渡る者をいふ而して袋物屋、飾屋、鼈甲屋、時計屋、小間物屋、箔打屋、煙管屋等に於て自分の營業に在る爲めに古物を賣たり買たり又ハ交換たりするもの及び刀劍商ハみな此條例に依りて取扱はるゝといふことなり

第二條 古物商ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)の免許を受くべし

(俗解)古物商ハ其所の廳(東京ハ警視廳)の免許を受けてせよといふことなり

第三條 古物商物品を賣買し又は交換したるときハ警察官に於て其物品及び賣主讓主を調査するに差支なき様簿冊に記載し且買主讓受主を詳にすることを得たるときは之を記載すべし

(俗解)品物を賣たり買たり又ハとりかへたりしたるときハ警察官が其品物やうり主ゆづり主をしらざるに差つかへのなひように帳面に記しそふして買主讓り主を何處の誰とたしかにしれるようにせることが出來れをこれをよくわかるようよ記して

置けといふことなり

四

第四條 身元詳ならざる者より物品を買取り又ハ交換することを得ず但身元詳なる者其証人たる時又ハ警察官若クハ巡査の認可を受たる時ハ此限にあらざ

(俗解)身元のたしかよわあらないものから品物を買ひ取り又ハ交換をすることハならぬ但し身元のたしか証人があるか又は警察官若しくは巡査のゆるしを受けれを買取りても交換てもよろしいといふことなり

第五條 十五年未満の者白痴風癲者及び雇人(雇主の家よある者)より物品を買取り又ハ交換をすることを得ず但父母後見人雇主又ハ身元詳なる者其証人たるときハ此限

にあらざ。官廳、町村、學校、病院、社寺、會社の印章記號ある物品ハ其賣却し得べきことを證明する証人貳名以上あるにあらざれば之を買取り又は交換をすることを得ず前二項に違背したる者ハ警察官の命により無代價にて物品を取戻さるゝことあるべし

(俗解)十五才よまだならぬ子供、たわけもの、きちがひ、奉公人か主人の家小居るものから品物を買取り又ハ交換たりすることハならぬ但し十五にあらぬ子供の品物でも其父とか母とか、白痴風癲者なら後見人との雇人なら其主人とか又ハ身元のたしかな人が証人に立てを買ても交換てもよろしいといふことなり

五

官廳、町村、學校、病院、社寺、會社、などの印しの附けてある品物の賣拂ひてもよろしいといふ譯をよくしりて居る証人が二人以上なければ其品物を買ひ取りたり交換たりすることならぬ  
 若し此箇條よそむくものハ警察官のい、つけよよりて無代價で取戻されることがあるといふことなり

第六條 古物商ハ營業者たると否とを問ハゞ盜罪詐欺取財の罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受たる者より物品を買取り又ハ交換し及び寄藏する時ハ警察官の許可を受くべし違ふ者ハ一月以上三年以下の重禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下の罰金に處す

備考

刑法第三百九十九條 強竊盜ノ贓物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス  
 同第四百一條 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

(俗解)古物商ハつねく自分の家業として居るものとつ

ねまハ外の家業をして居て此商ひよ手を出した  
 もの、別なく盜人の罪にて刑法第三百九十九條

の處斷、詐欺取財の罪で刑法第四百一條の處斷を  
受けたものから品物を買取り又は交換たり寄藏  
たりする時ハ警察官のゆるしを受けよ若しゆる  
しを受けず此條例にたかふ者ハ一月以上三年  
以下の重禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下の罰金  
を言渡さるゝにせしめざるといふことなり

第七條 古物商ハ自宅又ハ許可を受けたる市場及び賣主  
讓主の居宅の外に於て物品を買取り又ハ交換すること  
を得ば

(俗解)古物商ハ自分の宅又ハゆるしを受たる市場  
及びより主の家讓り主の家の外でハ品物を買取  
り又ハ交換することハならぬといふことなり

第八條 刀劍又ハ之を仕込みたる器具ハ身元詳ならざる  
者及び盜罪賭博の處斷を受けたる者に賣渡讓渡し又ハ  
露店及び路傍に於て賣渡讓渡すことを得ず

(俗解)刀劍又ハ刀を仕込まる器具(槍ハ杖傘のよふな  
もの)ハ身元のたしかならざるもの及び盜人の罪  
や賭博の罪を犯しせしめたる者を受けたる者に賣渡  
したり讓り渡すことハならぬ又誰にでも露店や  
路傍に於て賣渡したり讓り渡したりすることハ  
ならぬといふことなり

第九條 古物商物品を他府縣に運送せんとせるとき又ハ  
他府縣より受取るときハ其物品の目錄を所轄警察署  
へ届出づべし警察官ハ時宜に依り荷作りを解き物品を

検査し之を差押ふることあるべし但費用ハ届人之を担當すべし

(俗解)此條ハ品物を他所他國へ運送ふるときはハ他所から受取たる時ハ其品物の目録を其所の警察署へ届出よ警察官ハ其時のもように依りてハ荷作りを解ひて品物を検査これを差したるへることあるであらう但し其入用の費ハ届出た人のうけもちであるといふことなり

第十條

贓物の品觸あるときハ到達したる年月日時を其品觸寫書に附記すべし

(俗解)ぬすまれた品の品觸ある時は其品觸が自分家へ來た年號月日時間をくわしく其品觸の寫書に記せ

よといふことなり

第十一條

品觸到達以後一年內ハ類似の物品を買取り又ハ交換し及び寄藏したるとき若くハ其以前よ之を得たるまゝ所持したるときハ直に所轄警察署に届出づべし若し届出でずして其理由を辨解するを能はざる者ハ第六條の刑に同じ

(俗解)品觸が自分の家へ來た時から後ち一年の内に似よりの品を買取るか又ハ交換るか又は餘所から寄藏かしたとき又ハ其品觸のまだ來なひ前よ其似よりのものを買取るか交換るあまたハ寄藏あして自分が持つ居る時ハ直きよ其所の警察署へ届け出よ若し届け出でずに居て後に其事をいらべ

られた時其理由を言開くことが出来ぬ者ハ第六條に書てある刑と成なしてあるといふことなり

第十二條 物品の賣買交換を記載したる簿冊及び品觸寫書ハ十年間保存をべし若し亡失したるときハ直ちハ所轄警察署に届出づる

(俗解)品物を賣買した時に記して置く帳面又ハ品物を交換したるときハ記して置く帳面或ハ品觸の寫し等ハ必だ十年の間ハ大切に仕舞ねき萬一亡失でもしたるときにハ直に其所の警察署へ届け出なければならぬと云ふことなり

第十三條 警察官は何時たりとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査をなし時宜により其物品を差押へ又

ハ時々簿冊を差出さしめ之を検査するをあるべし古物商ハ之れを拒むことを得ず

(俗解)警察官ハ何時たりとも古い物を商ふ店舗小ゆきて品物を差られたり又は帳面の検査をしたたり時よ依りてハ品物を差押へるもあり又ハ時々帳面を差出させ之を検査する事もあり古物商の之を拒む事ハならぬと云ふ事なり

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又ハ詐偽の届出を爲したる者ハ二圓以上二百圓以下の罰金に處せ(俗解)右の數條を守らない者又ハ偽りの届を出したるものは二圓以上二百圓以下の罰金を仰せ付けら



るとなり

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十  
九條第四百一條の處斷を受けざる古物商ハ管轄廳(東京  
府ハ警視廳)に於て三月以上三年以下の特別取締ヲ付せ  
るを得

(俗解)第六條第十一條第十四條並びに刑法第三百九十  
九條第四百一條の處斷を受けたる古物商ハ其所  
の廳(府なきハ府廳縣なれハ縣廳。東京府ハ警視廳)  
よ於て三月以上三年以下の別段の取締りよなる  
と云ふことなり

第十六條 特別取締りよ付せられざる者は尙ほ左の項目  
よ従ふべし

(俗解)別段の取締りよなりたる者ハ尙ほ左の項目を守  
れと云ふことなり

一物品を買取り又は交換したるときは其賣主讓主の住  
所氏名年齢及び物品の形狀(徽章番號竒柄模様損所の  
類を云ふ)價額年月日時を簿冊に記載せべし  
(俗解)品物を買取り又は交換したるときは賣主讓主の住  
所と氏名と年齢と品物の形狀徽章番號とまがら  
模様損所とある物ならハ何所に何ふいふ損所の  
あると云ふとと價額と月と日と時とを帳面に記  
して置かなければならぬと云ふことなり  
二日出前日没後ハ物品を買取り又ハ交換し及び寄藏す  
るを得べ

(俗解)夜があけぬ前日が暮れてから後の品物を買取り  
又ハ交換たり及び品物を寄藏の出来ぬと云ふ譯  
なり

三 營業者よあらざる者より物品を買取り又ハ交換した  
るときハ其物品を原状の儘五日間保存すべし

(俗解)營業者よあらざる者(仮令を常に古道具のみ商ふ  
者より古着を買ひ或ハ何も商法をせぬ者より物  
品を買ひ取りたる時を云ふ)より品物を買たり交  
換たりしたるときハ其品物を買取りたるときハ儘  
にして五日の間保存して置なけむならぬなり

四 物品を賣渡し又ハ交換したるときハ其物品の形状價  
額年月日時を簿冊に記載し且買主讓受主の住所氏名

年齢を知り得たるときハ之を記載すべし

(俗解)物品を賣り渡したり又ハ交換したるときハ其品物  
の形状と價額と年と月と日と時とを帳面に記し  
又買主讓受主の住所と氏名と年齢とも知りたる  
時にハ之れを記載せと云ふとなり

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署よ差出し  
其検査を受くべし

(俗解)毎月一度づつ賣買又ハ交換したるを記した帳面  
を其所の警察署へ差出して検査を受けると云ふ  
譯なり

六 住所を移轉し又ハ旅行し又ハ他人を宿泊同居せしめ  
んとするときハ所轄警察署の認可を受くべし

(俗解)住所を移轉たり旅へ出たり又ハ他人を泊らした  
六ヶ所同居をさせたりするときハ其所の警察署の  
おゆるしを受けねむならぬ譯なり

第十七條 前條よ違背したる者は三圓以上三百圓以下の  
罰金に處せ

(俗解)前の箇條に違背たる者ハ三圓以上三百圓以下の  
罰金を仰せ付らるゝなり

第十八條 特別取締りよ付せられたる者第六條第十一條

第十四條第十七條に依り罰金よ處せられたるときハ直  
に之れを納完せしむ若し納完せざる者ハ留置せらるゝ  
ことあるべし

(俗解)別段の取締を受けて居る者が前の箇條にて罰金

を仰せ付られるときハきぐに納めなければならぬ若し納めぬときハ留め置かるゝともあると云ふ譯なり

第十九條 古物商一年内に此條例を再犯したるときハ行

政の處分を以て其營業を禁止又ハ停止せることを得

(俗解)古物商にて一年の内よ條例を二度犯したるとき  
ハ其營業を禁止させらるゝか又ハ當分の内停止

第二十條 此條例を犯したる者ハ刑法の數罪俱發の例  
を用ひ

(俗解)刑法でハ數罪を犯したる者が一所にあらハれた  
るときよハ其中の重い罪の一ツにして御處分が

あるなれども此條例を犯したる者よハ數罪ハ矢張いくつものつみの御處分をなさるゝ譯なり

第二十一條 此條例を犯して買取り又ハ交換したる物品 贓物よ係るものハ營業者に依ると否とを問はず警察署に於て之を追徴し被害者よ還付すべし若し被害者知れざるるときハ之れを領置し一年の後官沒す

(俗解)此條例を犯して買取り又ハとりかへたる品物が不正なものなまを何人が所持する、共警察署よ於て之れをとりあげ其害を被むりたる人に返し若し其人の知れないときにハ官へ之を置いて一ヶ年經過後に官へ沒收さるゝ譯なり

第二十二條 商業上よ付てハ家屬又ハ雇人の所爲と雖ど

も營業者其責に任ずべし

(俗解)商業の事ふついで家族又ハ雇人のしたことも皆を其主人が其責を負擔ハなければならぬ譯なり

第二十三條 此條例を施行せるの方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令に於て便宜取設け内務卿に届出べし

明治十七年一月十五日御届  
同年同月出版

定價金四錢

編輯兼  
出版人

東京府士族  
伊東善藏  
東京芝區三田通新町  
壹番地

東京芝櫻田本郷町 金鱗堂

同神田雉子町 巖十堂

同芝琴平町 靜霞堂

同芝三田通新町 春霞堂

山梨縣甲府 徵古堂

賣 捌 所

M 71  
152  
6  
567

古物商取締條例俗解

033615-000-8

CZ-351-021

古物商取締條例俗解

伊東 善藏 / 刊

M17

BBK-0458

